

「カラオケを創った男」の著作権譲渡について

[文部科学省](#) [English](#)



文化庁

AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

[長官あいさつ](#) [文化庁案内図](#) [Q&A](#)

[著作権](#)

[HOME](#) > [著作権](#) > [著作権に関する登録制度](#) > [緊急のお知らせ](#)

緊急のお知らせ

カラオケ著作権に関する問い合わせが増えていきますので御注意ください。

最近文化庁に、「カラオケ著作権を購入すれば、カラオケビジネスの利益の一部を受け取ることができるのか」との御質問が多数寄せられるようになりましたので、Q&A方式で解説します。

なお、著作権の譲渡に関して、パンフレット等に「文化庁」と表示していることがありますが、文化庁が著作権を利用した特定のビジネスや取引に関与したり、推奨したりすることはありませんので御注意ください

Q. 「カラオケ」など特定のビジネスの仕組みや歴史を解説した文章(言語の著作物, たとえば本)の著作権を譲り受けた場合、「カラオケ」など具体のビジネスにより生じる利益の一部を受け取ることができるのですか？

A. そういふことはありません。
著作権の譲渡を受けたとしても、関係ない「カラオケ」ビジネスによって生じた利益が自動的に受けられることはありません。
なお、カラオケというビジネスモデルに著作権は発生しません。
譲渡を受けた権利の内容と、受けられる利益がどのような関係にあるのかを慎重に確認しておくことが大切です。

本件以外によくあるお問い合わせについては[こちら](#)を御覧ください。